## 令和6年能登半島地震により被災された皆様

# 生活福祉資金 (緊急小口資金) 特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

### 貸付内容 🚃

● 貸付対象 令和6年能登半島地震による災害救助法適用地域及び被災した

ため特例措置が必要な地域として、石川県知事が設定した地域に

住所を有する世帯で、当座の生活費を必要とする世帯。

● 貸付限度額 原則として、一世帯に10万円。ただし、以下の場合は、

ー世帯につき20万円の貸付も可能。(いずれも1回限り)

① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合

② 世帯員に要介護者がいる場合

③ 4人以上の世帯である場合

④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合

● 据 置 期 間 貸付の日から1年以内

● 償還期間 据置期間終了後2年以内

● 貸付利子 無利子 \*償還期限後は残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

## 貸付に必要なもの ———

- 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード 等)
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード
- ※いずれも準備できない場合は、応相談

#### 受付窓口=

- 避難をしている市、町の社会福祉協議会
- お住いの市、町にある社会福祉協議会

#### 問合せ先

○ 県内市町社会福祉協議会の連絡先をご確認願います。(別紙一覧参照)

※令和6年1月22日(月)から順次、準備が整った社会福祉協議会から受付を開始します。